

5 輸国第 2503 号
令和 5 年 9 月 29 日

（ 北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 ） 殿

農林水産省輸出・国際局長
（ 公 印 省 略 ）

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部
改正について

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 ZZ-03「輸出食品に関する自由販売証明書の発行要綱」又は別紙 ZZ-F1「輸出飼料等に関する自由販売証明書の発行要綱」に規定する自由販売証明書の発行申請を行う場合は、これらの要綱に基づき、あらかじめ、当該発行申請に係る製造所又は加工所（以下「製造所等」という。）の登録手続を行うこととなっており、その手続については、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて（以下「別紙 ZZ-01」という。）に従って行うこととなっています。

今般、製造所等の登録依頼を一元的な輸出証明書発給システムにおいて行うことが可能となったことを受けて、別紙 ZZ-01 について、下記のとおり所要の改正を行い、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

別紙 ZZ-01 について、以下のとおり改正。

- ・製造所等の登録依頼の方法として、一元的な輸出証明書発給システムを追加。
また、製造所等の紐付けを事業者が行う場合の手続を追記。